

令和4年度に向けた
守山市農業施策について

意見書

守山市農業委員会

守農委第 213 号
令和 3 年 12 月 2 日

守山市長 宮 本 和 宏 様

守山市農業委員会
会長 秋山 新治

令和 4 年度の守山市農業施策について、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 38 条第 1 項の規定により意見いたします。

は じ め に

貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

本市の農業振興において、日頃より積極的な取り組みにご尽力を賜るとともに、農業委員会の活動に多大なご理解ご協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、農業を取り巻く環境は依然として、農業者の高齢化や担い手不足、農業収入の減少、遊休農地の増加とともにコロナ禍の影響なども加わり非常に厳しい状況が続いています。一方で、近年、情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・軽労化や高品位生産等を進めることができるスマート農業の進展とともに持続可能な開発目標（SDG s）に対する国内外の関心の高まりなど、これまでと違った流れが加速してまいりました。

担い手不足という課題に対峙する昨今、活力と魅力のある農業と地域づくりを行い、豊かな未来を次世代に引き継いでいくうえで、これからの動きは新たな潮流を農業分野に引き入れ、技術革新により農業をさらに飛躍させる契機となり得ます。

このような中、農業委員会では、農業委員会の最も重要な業務に位置付けられている『農地の利用の最適化の推進』に向け、農業委員および農地利用最適化推進委員が一体となり、農地の集積・集約化をはじめ遊休農地の発生防止・解消、後継者不足の解消といった諸問題に向け活動しております。

つきましては、農地の利用の最適化に向けた農業者支援の充実、施策の展開のため予算措置等、また上部機関への働きかけを行っていただきますよう、次のおり意見を申し上げます。

1 担い手への支援について

担い手の高齢化や後継者不足という現実と直面しており、農地の集積・集約化をさらに進め、将来にわたる体制の整備と安定した経営基盤を確保するため、次の支援をされたい。

- (1) 毎年、稲作の担い手に高齢化等によりリタイアされる農家が散見され、借り受けされていた農地を他の担い手が預かることで担い手の負担が大きくなっている。農地の集積・集約化などの課題について、健全な農業経営に向けた情報共有や意見交換が行える「(仮称) 守山市認定農業者・集落営農組織連絡協議会」を創設されたい。
- (2) 稲作農家は規模拡大が図られ、農地の集積率が70%以上と進んでいるが、集約化されていないため、行政が主体となり関係機関とともに「人・農地プラン」による地域で話し合う場を設け、情報の共有化を図り集約化を進められたい。
- (3) 認定農業者が減少傾向にあることから、支援事業として農業機械等に係る補助制度のさらなる拡充を図るとともに、事業制度の説明やPRなどを積極的に行い、認定農業者の増加につながる施策を検討されたい。
- (4) 雇用環境の改善や加工品開発、販売戦略等さまざまな分野において女性の感性が必要であります。情報共有・意見交換など行うことで、農業経営の発展、ひいては農業・農村の活性化につながることを期待されることから、市内で活躍されている女性農業者による「(仮称) 女性農業者の会」の創設を検討されたい。
- (5) 地域の農業を持続可能なシステムに構築するには、集落が活性化しなければならず、そのためには、リーダーの存在が重要と考える。ついては、集落におけるリーダーの育成・確保に向けた施策を検討されたい。

2 新規就農者および農業後継者の育成について

- (1) 効率的で収益性の高い農産物の開発が必要で、本市における作物品目別のモデル収入の試算を示すための「農業ビジョン」を策定するとともに、就農者が働きやすい環境を整えられたい。
- (2) 新規就農・新規参入するにあたり、地域の農業者として自立するためには、技術の習得や初期費用の負担軽減などが課題となっていることから、就農希望者と後継者のいない離農希望者のマッチングを行い、農業のノウハウや農業機械・設備等をそのまま引き継がれるような「第三者継承」へ導かれたい。
- (3) 水稻への就農者の育成として、ベテラン農家が実習生を受け入れ農業技術を取得する制度の導入により、就農者が地域で信頼を得られ農地の

確保が期待できると考えられることから、兵庫県三田市の「親方農家制度」を参考にベテラン農家が実習生を受け入れ農業技術を取得する制度を創設されたい。

3 農地の有効活用と遊休農地対策について

農業者の高齢化、後継者不足、相続等により農地の保全管理や耕作ができなく遊休・荒廃化に連動し、こうした事態は市内のあちこちに散見され農業問題に留まらず、「景観の破壊」・「不法ゴミ投棄」・「火災の危険」等の市民の生活環境問題にもなっていることから、次の支援をされたい。

- (1) 借り手がない畑等について、遊休農地の発生防止・解消が課題になっていることから、多面的機能支払交付金の地域活動にとどまらず、容易に管理や耕起作業を担う仕組みを整備されたい。
- (2) 遊休化した農地の有効活用を促進するために、市単独事業の「耕作放棄地再生利用事業」が本年に事業化され、遊休農地解消と圃場確保に成果が認められていますことから、事業の継続に向け予算確保を講じられたい。
- (3) 地域農業の将来のあり方などを明確化し、中心経営体への農地の集積・集約化に関するビジョンを策定する「人・農地プラン」は、遊休農地発生・防止にも資すると考えることから、すでに農地の効率的活用の機運が醸成されている地域や未策定地域への積極的なアプローチを実施するなど推進の強化をされたい。
- (4) 農地の有効活用の一つとして、遊休農地を利用して6次産業化に取り組み地域の活性化に尽力されている地域の集落やグループ等に対して経営の安定に向けた支援をされたい。

4 農産物価格の安定に向けて

食生活の多様化に加えコロナ禍により、米の販売価格が下落していることから、国の「水田農業高収益化推進計画」に着目し、水稻に替わる高収益作物の導入・定着を図る取り組みを推進されたい。また、米の需給緩和・価格安定への対策は、必要かつ十分な施策を講じるよう国、県に働きかけられたい。

5 特産農産物について

農産物のブランド化には、食味、外観、安全性、その他付加価値の付与

等、総合的な高品位化をすることが必要であるが、このためには、市場動向を分析・評価され、他の関係機関と連携し「もりやまメロン」に次ぐ競争力のある特産物を創出されたい。

また、新たなブランド農産物の創設など魅力的な農業の施策展開を図る中、農業に対する関心を高める目的で、さまざまな機関からの情報発信を継続的に図られたい。

6 農業用インフラの整備について

市内の多くの地域では、経年劣化等による用水路など農業用施設の老朽化が進み、維持費用の増加が懸念されている。また、近年の異常気象による水害など甚大な被害が発生するおそれに対し既存施設の修繕や改良工事が必要だが、農地の集積集約化が進むにつれ土地持ちの非農家が増加し農地への理解が薄らいでいることから、各土地改良区等が行う施設の改修事業等の支援の充実と十分な予算措置をされたい。

7 地域の農業組合への支援について

地域の農業組合は自治会の一部として運営されてきた中、現在も自治会単位で活動されているところである。市街化が進む区域では農地の減少に伴ない組合員の脱退が進んでいることから、農業組合の在り方について検討されたい。